

事 務 連 絡  
令 和 8 年 1 月 20 日

各 ( 都 道 府 県  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区 ) 衛 生 主 管 部 ( 局 ) 御 中

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課

### 狂犬病予防法に基づく予防注射等の実施について（再周知）

狂犬病の予防注射の実施に当たっては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第2項に基づき、市区町村長は予防注射を受けた犬の所有者に狂犬病予防注射済票（以下「注射済票」という。）を交付いただいているところです。

「令和7年度地方分権改革に関する提案募集」において、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7の特例制度に参加している市区町村では、マイクロチップを鑑札とみなしている一方で、注射済票は交付しなければならないことから、市区町村及び住民にとって負担が生じているとの提案がされました。

「狂犬病予防法の施行について」（昭和25年10月5日発衛第170号厚生事務次官通達）の第一の二のDにおいては、「予防注射を受けた犬の所有者が個々に保健所へ注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、予め開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えない。」としているところです。つきましては、注射済票の交付事務については、地方獣医師会等、開業獣医師への委託を行うことで、窓口業務の負担の軽減を図ることについても検討いただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市区町村に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

なお、本再周知については、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、「狂犬病予防注射の注射済票の交付（施行規則12条）については、市区町村の事務負担の軽減を図るため、地方獣医師会等に当該事務を委託することが可能である旨を令和7年度中に市区町村に通知する。」とされたことに基づく内容であることを申し添えます。

（参考資料）

「狂犬病予防法の施行について」（昭和25年10月5日発衛第170号厚生事務次官通達）  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/dl/501005-01.pdf>

**【連絡先】**

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部感染症対策課

動物由来感染症指導係

TEL: 03-3595-2257 (平日)

Email: [animal@mhlw.go.jp](mailto:animal@mhlw.go.jp)